

佐渡市物価高騰等対策利子相当給付金 申請要領

令和8年3月

佐渡市 地域産業振興課

事業概要

< 1 佐渡市物価高騰等対策利子相当給付金とは >

昨今の物価高騰の影響を受け、経営の安定に支障をきたしている市内中小企業者及び小規模事業者等の経営の安定を図り、その影響からの脱却に向けた市内事業者の事業再生を推進するため、対象の制度融資を受けた市内事業者に対して、予算の範囲内で利子の一部に相当する給付金を給付する。

< 2 給付対象者 >

給付金の交付対象となる者は、島内の中小企業者及び小規模事業者等であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 以下の表に定める制度の借入をしていること。

対象制度	補助率	対象年度 ※融資実行日を基準	※参考（融資要件）		
			融資期間及び利率	融資限度額	
【佐渡市】 地方産業育成資金	貸付利率 に準じる (100%)	令和7年度	運転 5年以内	年1.85%（責任共有対象外保証付き）	1,000万円
設備 7年以内			年2.05%（責任共有対象保証付き）		
			年2.35%（保証なし）		
【佐渡市】 産業振興資金		令和7年度	一般 7年以内	年1.85%（責任共有対象外保証付き）	一般 1,000万円
		特別 9年以内	年2.05%（責任共有対象保証付き）	特別 2,000万円	
			年2.35%（保証なし）		
【日本政策金融公庫】 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)		令和7年度 令和8年度	10年以内	年1.60%~4.50%	2,000万円
【新潟県】 物価高騰等対策特別融資		令和7年度 令和8年度	10年以内	融資期間3年以内 年1.30%	1億円以内
		融資期間3年超5年以内 年1.50%			
		融資期間5年超7年以内 年1.70%			
		融資期間7年超10年以内 年1.90%			

(2) 上記、制度融資を令和7年4月1日から令和8年9月30日の間に利用した（する）方。

※佐渡市制度融資に関しては、令和7年4月1日から令和8年3月31日に利用したものが対象となる。

(3) 前各号に掲げるもののほか、本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した者でないこと。

< 3 給付金額 >

2（1）に定める制度融資の借入金額に応じ、以下表に記載した給付額を給付する。

ただし、次の場合は給付の対象外となる。

- (1) 対象となる融資の利子総額が、給付金の額を下回る場合。
- (2) 借入日から1年未満に期日一括返済を行う場合。
- (3) 給付対象の制度が、国・県等から利子補給を受けている場合。

融資実行額	給付額
～100万円	20,000円
101万円～150万円	30,000円
151万円～200万円	40,000円
201万円～250万円	50,000円
251万円～300万円	60,000円
301万円～350万円	70,000円
351万円～400万円	80,000円
401万円～450万円	90,000円
451万円～500万円	100,000円
501万円～550万円	110,000円
551万円～600万円	120,000円
601万円～650万円	130,000円
651万円～700万円	140,000円
701万円～750万円	150,000円
751万円～800万円	160,000円
801万円～850万円	170,000円
851万円～900万円	180,000円
901万円～950万円	190,000円
951万円以上	200,000円

< 4 申請受付期間 >

令和8年4月1日（水）から令和8年10月15日（木）まで

< 5 申請方法 >

取扱金融機関にご相談の上、融資実行後にご申請ください。

申請書様式を佐渡市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入いただき、添付書類とともに市役所地域振興部地域産業振興課へ提出ください。メールまたは郵送での提出も可能です。（各支所・行政サービスセンターでも受け付けます。）

メール：sangyo@city.sado.niigata.jp

郵 送：〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所地域産業振興課 宛て

※令和8年10月15日消印有効

【申請時における必要書類】

書類名
① 物価高騰等対策利子相当給付金申請書兼請求書【様式第1号】 ② 委任状（金融機関を經由して提出する場合） ③ <u>令和7年4月1日から令和8年9月30日までの間</u> に発行された対象制度に係る金銭消費貸借契約書等、融資の貸付実行が分かる書類の写し ④ 融資に係る償還表等、利子支払額が分かる書類の写し ⑤ 振込先口座が確認できる通帳の写し

※上記のほか申請内容を確認するために必要な書類の提出を求め場合がございます。

< 6 申請から支給までの流れ >

① 補助金の交付申請（申請者）



※取扱金融機関にご相談の上、融資実行後にご申請ください。
申請受付期間内に必要書類を提出

申請受付期間：令和8年4月1日（水）～ 令和8年10月15日（木）

② 補助金の支給（市）

申請書類審査後、概ね2週間程度で補助金支給の可否を申請者に通知するとともに、指定口座に振込みます。

< 7 Q&A >

Q1	令和7年4月1日以前に融資実行したものは対象ですか。
A1	対象期間内に融資実行されていないものは、給付対象外となります。
Q2	対象となる制度融資の概要について教えてください。
A2	以下よりご確認ください。 【佐渡市地方産業育成資金・産業振興資金（佐渡市 HP）】 https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2015/4044.html （地方産業育成資金） https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2015/4045.html （産業振興資金） 【新潟県セーフティネット資金6項物価高騰等対策特別融資（新潟県 HP）】 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiiikishinko/yuushi-seidoyushi.html 【小規模事業者経営改善資金（日本政策金融公庫 HP）】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html
Q3	融資実行から給付金交付申請までに期間制限はありますか。
A3	申請期間内であれば、融資実行後に必要書類がそろい次第いつでも申請可能です。ただし、期間内に複数回借入のご予定がある場合、給付の対象となるのは1事業者につき

	1回までとなりますので、ご注意ください。
Q4	物価高騰等対策利子相当給付金を申請しても、信用保証料補給制度も対象となりますか。
A4	借入する制度が、信用保証料補給制度の対象であれば、併せて補給の対象となります。
Q5	給付申請書兼請求書には押印は必要ですか。
A5	押印は不要です。ただし申請書の記載箇所はすべて記載（入力）が必要です。
Q6	申請書はメールで提出してもよいですか。
A6	メールまたは郵送での提出も可能です。 メールでご提出いただく場合、メールタイトルは【〇〇（事業所名）_物価高騰等対策利子相当給付金申請書兼請求書送付】としてください。
Q7	申請書の提出は融資の取扱い金融機関を経由した形でも可能ですか。
A7	可能です。金融機関ご担当者から提出いただく場合、委任状の提出も必要となります。
Q8	本社が佐渡市外の場合でも申請をすることはできますか。
A8	本社が佐渡市外の場合は、給付金支給の対象外となります。
Q9	対象期間内に対象制度の融資借入を受けても給付対象外となる場合はありますか。
A9	以下の場合には給付対象外となります。 ・ 融資額の利子総額が給付金の額を下回る場合。 ※給付金の額は、融資額によって異なります。詳細は<3 給付金額>をご確認ください。 ・ 借入日から1年未満に期日一括返済を行う場合。 ・ 給付対象の制度が国、県等から利子補給を受けている場合。

< 8 問い合わせ先 >

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市地域振興部地域産業振興課

[受付時間] 8:30～17:30 まで（土日祝日除く）

[電話番号] 0259-67-7863